

第6期 雲南市農業委員会第18回総会議事録

1. 日 時 平成30年12月20日(木) 13:33~14:50

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(17名)

| | | | |
|----------|-----------|----------|----------|
| 1番 錦織邦男 | 3番 竹内 勉 | 4番 奥田 武 | 5番 神田邦昭 |
| 6番 小山益男 | 8番 吉廣丈晴 | 9番 佐藤博子 | 10番 三原治雄 |
| 11番 吾郷正司 | 12番 高橋美佐子 | 13番 橋本 博 | 14番 三島輝昭 |
| 15番 柳原昌広 | 16番 嘉本輝雄 | 17番 山本博子 | 18番 内部武雄 |
| 19番 加藤一郎 | | | |

4. 欠席委員(2名) 2番 高田 耕 7番 山本裕子

5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 統括主幹 白築 香 主幹 土江慶彦
主幹 錦織研吾
(国土調査課) 統括主幹 加藤孝幸 統括主幹 金山 博

6. 傍 聴 3名

7. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第119号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第120号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第121号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段の面積)」の設定について
- ・議第122号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第123号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第124号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第125号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について

8. 議 事

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| 事務局 | 定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。 |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|---|
| 議 長 | <p>ただ今の出席委員は17名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第18回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、17番山本博子委員、18番内部武雄委員を指名いたします。</p> |
| 議 長 | <p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について ・ 合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・ 公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項について ・ 会議等の予定について |
| 議 長 | <p>以上で諸報告を終わります。</p> <p>それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。</p> <p>なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>日程第3、議案の上程を行います。</p> <p>それでは最初に、「議第119号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書11ページ「議第119号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を説明します。12ページをご覧ください。図面は最初のページから掲載しています。</p> <p>今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇地区、〇〇町〇〇、〇〇、〇〇地区、〇〇町〇〇地区、〇〇町〇〇、〇〇、〇〇地区、〇〇町〇〇地区、〇〇町〇〇、〇〇地区です。</p> <p>申請番号1番～64番</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|---|
| 事務局 | <p>〇〇町〇〇地区については、地目田40筆、畑24筆の合計64筆、関係者は15名で合計面積は31,470.47㎡です。申請番号1番～31番は平成30年10月26日に、申請番号32番～64番は平成30年11月30日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号65番～129番</p> <p>〇〇町〇〇地区については、地目田38筆、畑27筆の合計65筆、関係者は23名で合計面積は36,228㎡です。平成30年11月29日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号130番～144番</p> <p>〇〇町〇〇地区については、地目田12筆、畑3筆の合計15筆、関係者は3名で合計面積は12,009㎡です。平成30年11月27日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号145番～153番</p> <p>〇〇町〇〇地区については、地目田5筆、畑4筆の合計9筆、関係者は6名で合計面積は7,816㎡です。平成30年11月27日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号154番～168番</p> <p>〇〇町〇〇地区については、地目田2筆、畑13筆の合計15筆、関係者は7名で合計面積は9,109㎡です。平成30年11月19日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号169番～232番</p> <p>〇〇町〇〇地区については、地目田47筆、畑17筆の合計64筆、関係者は12名で合計面積は48,815㎡です。平成30年11月7日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんと〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号233番～295番</p> <p>〇〇町〇〇地区については、地目田27筆、畑36筆の合計63筆、関係者は19名で合計面積は33,033㎡です。平成30年10月31日に現地調査を行っており、申請番号233番～284番の確認委員は〇〇委員さん、申請番号285番～295番の確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号296番～299番</p> <p>〇〇町〇〇地区については、地目田2筆、畑2筆の合計4筆、関係者は1名で合計面積は3,807㎡です。平成30年10月31日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| 事務局 | <p>申請番号300番～304番 ○○町○○地区については、地目田1筆、畑4筆の合計5筆、関係者は1名で合計面積は4,731㎡です。平成30年11月27日に現地調査を行っており、確認委員は○○委員さんです。</p> <p>申請番号305番～306番 ○○町○○地区については、地目畑2筆、関係者は2名で合計面積は1,700㎡です。平成30年11月5日に現地調査を行っており、確認委員は○○推進委員さんです。</p> <p>申請番号307番～312番 ○○町○○地区については、地目田3筆、畑3筆の合計6筆、関係者は2名で合計面積は6,589㎡です。平成30年11月5日に現地調査を行っており、確認委員は○○委員さんです。</p> <p>すべての地区の合計は、地目が田177筆、畑135筆の合計312筆、関係者は91名で合計面積は195,307.47㎡です。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため非農地して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>討論を終わります。お諮りいたします。「議第119号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、提案のとおり非農地として承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第119号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、提案のとおり非農地として承認することに決定いたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、「議第120号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書38ページ「議第120号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。今回は2件の申請が出ております。議案書39ページをご覧ください。資料は63ページからとなります。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は16㎡です。権利の種類は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は「長年、譲受人が管理しているため。農地を管理する担い手がないため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は「長年、管理してきたため。」ということです。土地代は10アール当たり50万円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は169㎡です。権利の種類は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は「遠方に在住当時より耕作を依頼していたのでそのまま譲渡し引き続き耕作してもらうため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は「長年管理してきたため。」ということです。土地代は10アールあたり20万円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>本案件については、経営農地が下限面積を満たさないため、原則譲渡できませんが、例外として農地法施行令第2条第3項第3号の「その位置、面積、形状からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地でその隣接の農地を現に耕作しているものが権利を取得する場合」に該当するため、譲渡ができるものと考えます。該当地の三方を囲む畑について譲受人名義であり、一体的に耕作をされるということです。</p> <p>以上について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> |
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。</p> |
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第120号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> |
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第120号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、「議第121号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積（別段の面積）」の設定について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書40ページ「議第121号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積（別段の面積）」の設定について」説明します。まずは、資料No.1をご覧ください。議案上程の理由は、空き家付き農地について、指定追加の事案が発生したためです。2ページの一覧表の通しナンバー47番と48番になります。これにより、空き家付き農地筆数は変更前の8物件34筆から10物件37筆に変更となります。対象地の位置や現況は3ページからご覧ください。したがって、議案書41ページの別表2「農地法施行規則第17条第2項の適用」について、新たに〇〇町〇〇△△-△、△△-△、〇〇町〇〇△△-△の3筆を加えるものです。承認を得ることができましたら、本日告示いたします。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。</p> |
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第121号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積（別段の面積）」の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> |
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第121号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積（別段の面積）」の設定について」は、提案のとおり決定をいたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、「議第122号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書42ページ 「議第122号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。43ページをご覧ください。図面は、71ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で申請面積は771㎡です。申請人は、〇〇市〇〇町の□□□□さん、転用目的は貸駐車場で普通車用19台分、237.5㎡と軽自動車用87.5㎡を造成されます。転用理由は「貸駐車場として利用したいため」とのことです。第3種農地で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の「準工業地域」に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿 畑、現況 宅地で申請面積は1,204㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は農家住宅で、住宅1棟166㎡、納屋1棟120㎡、車庫1棟18㎡を建設されます。転用理由は「現在の宅地は狭く不便なため、申請地に建設移転したい」とのことです。始末書が出されており「農地法の認識不足から、昭和50年に農家住宅を建設してしまった」</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| 事務局 | <p>とのこと。農用地区域外で、確認は〇〇委員さんと〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があればお願いいたします。</p> |
| 15番 | <p>15番〇〇です。2番の申請の件ですが、始末書が出ておりますので読み上げたいと思います。この度農地法第4条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地は畑でありましたが、昭和50年に農家住宅を建築し利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は農地法を十分理解し今後このようなことが無いように固くお誓いいたします。という始末書が出ておりますのでご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>〇〇さん、1,000㎡を超えていますのでそのことも説明をお願いします。</p> |
| 15番 | <p>面積が1,204㎡ということで、1,000㎡を超えておりますので確認の方は〇〇推進委員と二人で確認しております。ひとつ我々の反省でもありますが、〇〇推進委員さんの方からこの地区のあたりを農地パトロールをしていましたが、その時に気づきませんで大変申し訳ありませんというお言葉もいただいております。よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第122号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|---|
| | (無しの声あり) |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第122号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、「議第123号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書44ページ「議第123号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。今回4件の申請が出ております。議案書45ページをご覧ください。資料は78ページからとなります。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は114㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は、貸駐車場で、普通車・事業用車両4台分を整備されます。転用事由は「近隣の事業所より要望があり、申請地と△△-△を譲り受け貸駐車場として整備する。」ということです。土地代は10アール当たり8,772千円。確認は〇〇委員さんです。農地区分は、都市計画区域内の「近隣商業地域」に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は247㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さん・△△△△さんです。転用目的は、個人住宅で、居宅1棟52.99㎡と駐車場3台分、物置及び庭を整備されます。転用理由は「申請地を取得し、居宅を新築する。」ということです。土地代は10アール当たり8,000千円。確認は〇〇委員さんです。農地区分は、都市計画区域内の「準工業地域」に指定されており、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は173㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は、宅地拡張で、進入路、駐車場4台分、庭を整備されます。転用理由は「現在の宅地進入路が狭く不便であるので申請地を譲り受け、宅地進入路及び駐車場、庭部分として利用する。」ということです。土地代は10アールあたり5,780千円。確認は〇〇推進委員さんです。農地区分は、宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。具</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| 事務局 | <p>体的には、街区（道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域）の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているためです。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△ー△。地目は登記簿 畑、現況 宅地で、面積は108㎡です。権利の種類別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇自治会会長△△△△さんです。転用目的は、集会所で、集会所1棟50㎡を整備されます。</p> <p>転用理由は、「自治会の集会所がなく不便な為、申請地に集会所を建築する。」ということです。始末書が出されており、「昭和57年に集会所を建設し、利用してきた。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしてしまった。」とのこと。農用地区域外で、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> |
| 15番 | <p>15番〇〇です。4番の申請であります。始末書が出ております。この度農地法第5条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△ー△の土地は畑でありましたが、昭和57年に集会所を建築し利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は農地法を十分理解し今後このようなことが無いよう固くお誓いたします。という始末書が出ておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>他に補足説明がございませんか。無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> |
| 18番 | <p>18番〇〇です。自治会の事業として建てておられますだけん、公会所だけん、自治会の中で一人だけ農地法ちゅうだか届出ないけんという者がおらんだただあか。そこらあたりはどげ言っておられましたか。</p> |
| 15番 | <p>特別には。</p> |
| 18番 | <p>誰んもがほうけておってわからなかったと。だいたい広報なんかにも毎年きちっと出いてあるはずだも。残念なことですね。</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-------|--|
| 議 長 | 他に質疑はございませんか。以上で質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 |
| 3 番 | 3 番〇〇です。先ほどの件と同じですけども、自治会集会所ということになると、だいぶ古いことですけども、行政の方に届け出るあれがあって、いずれにしても昔の役場ですか、そこの方で何かわかるはずじゃないかなという気がしたわけですけど。そういった届出はないわけですか。 |
| 議 長 | 補助金を貰つとるか、貰つとらんかだわ。自治会公会所の補助金を貰っておればどっちみちそこでチェックがかかるけど。これがどっちに該当するか知らんけど。補助金が無い場合はわからんわ。 |
| 3 番 | わかりました。 |
| 1 8 番 | 前ごろは老人の集会所で 50 万円くらい補助金があったもんです。 |
| 議 長 | 新築しても大東らちは 300 万か 400 万ぐらいあろったけど。おおかた補助金を受け取らんということだな。と理解しないけんでないかと。 |
| 3 番 | わかりました。 |
| 議 長 | 他に討論はございませんか。 (無しの声あり) |
| 議 長 | 討論を終わります。 お諮りいたします。「議第 1 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。 よって、「議第 1 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。 |
| 議 長 | 次に、「議第 1 2 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。 |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-------|---|
| 事務局 | <p>議案書47ページ「議第124号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。議案書48ページをご覧ください。今回は設定件数40件。内訳は〇〇町4件、〇〇町22件、〇〇町5件、〇〇町9件となります。借り受け戸数は16戸となっております。中間管理機構が借り受けるものは、議案書52ページの〇〇町の番号14番から議案書59ページの26番までと、議案書60ページの〇〇町の番号28番から31番までと、議案書62ページの〇〇町の番号36番から議案書63ページの40番までとなります。転貸予定先ですが、〇〇町の番号14番から23番は仮称△△△さん、番号24番から26番は農事組合法人△△△さん、〇〇町は農事組合法人△△△さん、〇〇町は仮称△△△さんです。この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。14時25分まで、暫時休憩いたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p> |
| 議 長 | <p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。</p> <p>最初に〇〇町の方。</p> |
| 6 番 | <p>6番〇〇です。〇〇町は4件ございまして、その内3件が再設定。1件新規がございしますが、再設定された方が設定を受けられるということで、4件とも妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>次に〇〇町お願いします。</p> |
| 1 6 番 | <p>16番〇〇です。資料のとおり〇〇町22件ございすけども、新規の設定が2件で同一の人が作られるということでございす。あと〇〇の法人と〇〇の法人ということで、いずれも妥当というふうに判断いたしました。よろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>次に〇〇町お願いします。</p> |
| 1 3 番 | <p>13番〇〇です。〇〇町再設定1件、新規が4件ということで、5件とも妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>次に〇〇町お願いします。</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-------|--|
| 4 番 | 4 番〇〇です。〇〇町は番号 3 2 番から 4 0 番までの 9 件でございますが、最初の 4 件が再設定ということでございます。3 6 番から 4 0 番が新規でございますが、新たにされます農業法人に設定されております。妥当と判断いたしました。よろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | <p>ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第 1 2 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 1 2 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、「議第 1 2 5 号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」を議題とします。</p> <p>国土調査課より説明を求めます。</p> |
| 国土調査課 | <p>国土調査課の〇〇です。よろしくお願いいたします。「議第 1 2 5 号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」説明します。</p> <p>今回、2 地区についてお願いしますが、各地区の説明に入る前に資料 No. 2 をご覧ください。初めに現在の地籍調査の進捗状況及び概況について説明します。現在の地籍調査の進捗状況ですが、現在、地籍調査を実施している地区につきましては、〇〇町と〇〇町の 2 町にて実施しています。</p> <p>〇〇町の進捗率については約 9 4 %、〇〇町については約 5 8 %であり、雲南市全体としては約 9 2 %の進捗率となっています。これは平成 3 0 年 4 月現在の数値です。それでは今回お諮りする〇〇 2 地区について説明します。</p> <p>最初に、9 7 ページをご覧ください。〇〇 2 地区の実施区域図となります。東側は</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-------|---|
| 国土調査課 | <p>一般県道上久野大東線を境とし、西側の大字〇〇・大字〇〇までを〇〇2工区として今回調査を実施しています。次に65ページの地目変更一覧表をご覧ください。まず、1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目について、田が178筆、畑が138筆で合計316筆ありました。調査後についてですが、田から他の地目として調査した内訳ですが、宅地が3筆、山林が31筆、原野が45筆、雑種地が7筆、公衆用道路が6筆、墓地が3筆、小計95筆となっています。</p> <p>次に畑についての内訳ですが、宅地が3筆、山林が42筆、原野が25筆、雑種地が6筆、公衆用道路が1筆、墓地が2筆、池沼が1筆、小計80筆となり、調査後の田及び畑について他の地目となった筆の合計が175筆となっています。調査後の筆数については、調査による一部地目変更により複数の地目が変わった場合は、それぞれ調査後の地目の筆数に数えています。2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、まず田については調査前の筆数は178筆、面積については8.58haありましたが、調査後につきましては筆数が26筆、面積が3.69haと変動しています。畑につきましては調査前の筆数は138筆で、面積については3.9haありましたが、調査後につきましては筆数が46筆、面積が2.41haと変動しています。筆数の変動については、合筆、地目変更により変わってきています。面積については、地目変更により変動していますし、また調査前の面積は登記簿の面積であり、調査後については現代の測量技術にて現地を実測した面積です。</p> <p>次に66ページをご覧ください。地目別筆数面積変動表等調書ですが、先程の説明と重複しますので説明は割愛させていただきますのでご覧いただきますよう、宜しくお願い致します。以上報告とさせていただきます。もう1地区につきましては、担当者の方から説明させていただきます。よろしく申し上げます。</p> |
| 国土調査課 | <p>国土調査課の〇〇です。続きまして、〇〇町〇〇2工区についてご説明します。よろしく申し上げます。実施区域ですが、98ページの議第125号をご覧ください。南は、上久野大字境界、西は大仁農道、北は、県道上久野大東線を囲った、約2km²になります。続きまして67ページの地目変更一覧表をご覧ください。1番目の農地を非農地とする土地について、調査前の筆数ですが、田が208筆で、畑が106筆です。調査の結果、田につきましては、宅地が10筆、山林が15筆、原野が110筆、雑種地が21筆、公衆用道路が1筆、ため池が1筆、小計158筆になりました。畑につきましては、宅地が2筆、山林が26筆、原野が59筆、雑種地が3筆、小計90筆となりました。合計、調査前の筆数314筆が、調査後に248筆となりました。2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、調査前の田の筆数208筆、面積13.88haが、調査後に45筆、面積は5.36ha。また、調査前の畑の筆数106筆、面積1.72haが、調査後に30筆、面積1.8haとなっております。68ページの地目別筆数面積変動表等調書はご覧いただきたいと思っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、国土調査課より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-------|--|
| 18番 | <p>なんとおかしなことを聞きますけども、申し訳ないですけども、宅地とか例えば墓地は案外あるかもしれんけども、宅地や公衆用道路とか、ああいうものは元は田んぼの筆数、筆の中でそういうのが新しく出来とったということですかいね。その面積は、現在ある宅地の面積を測ってその数がここに上がっておるといことですかいね。</p> |
| 国土調査課 | <p>先ほどのご質問に対してですが、宅地につきましてはもともと田であろうが畑であろうが農地であった部分について、例えば離れを増築されたりとか、新しく家を建てられたなど二つのケースがあらうかと思いますが、実際地籍調査につきましては、登記簿上の地目が農地であったとしても調査そのものについては現況地目として調査を行いますので、実質農地であったものが現在は宅地あるいは公衆用道路とかそういった他の地目に代わっている場合は現況調査として不動産登記法に定められている23地目の中から地目の方を認定させていただいております。</p> |
| 18番 | <p>要するに無断転用をしとったということだね。はっきり言えば。</p> |
| 国土調査課 | <p>はっきり言えばそういうことです。例えば公衆用道路についてはですね、無断転用というところもあらうかと思うんですけども、例えば市道、農道、林道とかについて買収はされているんですけども、所有権移転登記なり地目変更等がなされていない場合、これについてですね今回の地籍調査によって調査をした結果、先ほどの案件と同じような形で、現況地目にて認定をしますので、もともと田なり畑、農地だった部分が道路敷になっている場合は公衆用道路ということで地目の方を地籍調査では認定をさせていただいております。</p> |
| 18番 | <p>もとまできちっと合わせるといことですね。</p> |
| 国土調査課 | <p>そういうことです。</p> |
| 18番 | <p>どうも無断転用がだいぶあるやな感じがしたもんだけん。昔は特にあるかもしれんね。</p> |
| 国土調査課 | <p>そうですね。</p> |
| 18番 | <p>現在でもあるだけんね。</p> |
| 議長 | <p>昔は土地を出しやこして農道を付けたり道路を付けたりした部分が無いことはないですけんね。旧町村時代にやったのがあらうかと思ひます。</p> |
| 18番 | <p>そうやって出るやつはまんだいいわね。</p> |
| 議長 | <p>整理ができて。まだよけあると思ひます。</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|---|--|
| <p>議 長</p> <p>1 3 番</p> <p>国土調 査課</p> <p>議 長</p> <p>国土調 査課</p> <p>1 3 番</p> | <p>他に質疑はございませんか。</p> <p>1 3 番〇〇です。今回の最後の工区ですけども、いつごろから始まったものでしょうか。進捗率が94%、だいたいいつ頃終わる予定を見ておられるもんか。〇〇の場合は58%、いつごろ100%に。今最近はドローンとか、調査なんかで使われるものかどうかお聞きしたいところです。よろしくをお願いします。</p> <p>地籍調査の開始の年度、年についてなんですけど、〇〇あるいは〇〇それぞれ昭和40年代の頃から始まっておりまして、それで〇〇につきましては、資料ナンバー2を再度ご覧いただきたいと思うんですけど、表の下に未実施地区ということで〇〇町につきましては〇〇地区のかっこ書きで〇〇、それから〇〇の一部ということで記載の方をしております。それで実質今現在、〇〇、〇〇の一部の方の調査に入っておりまして、〇〇につきましては再来年度、現地の調査の方が完了するという流れで今計画の方を進めております。あと〇〇につきましては、ここに書いてありますが、〇〇につきましては、合併前にですね旧〇〇町時代に宅地、農地の方は先行調査の方をしておられますので、残っている山林部、こちらについて今調査の方を計画的に進めているところです。残っているところがですね〇〇地区の〇〇、〇〇、〇〇の一部、それから〇〇の〇〇、〇〇の一部、それから〇〇地区の〇〇地区。これらが今現在進行形のところもあればこれから計画的に随時実施していくという流れになっておりまして、〇〇につきましては今後6年くらいをかけて調査の方を進めていくという計画を立てておりますので、雲南市として最終的に地籍調査自体が完了するのは、先ほど説明させていただいた〇〇が終わる約6年後くらいを目途ということで計画をしているところがございます。ですが、いかんせん国、あるいは県のほうの補助金の関係もありますので、お金の付き具合によりましては計画変更の見直し等ももちろんしていかないとなりませんので、そういったような事案が出てきた場合には調査の年度がずれ込むということも考えられますので、あくまでも現段階での計画として約6年を目途としているということになります。</p> <p>他に質疑はございませんか。 もう一つドローン。</p> <p>ドローンにつきましてはですね、確におっしゃられるとおり、かなり活用性の高いものということで、今現在ですね国の方で、言うなれば航空機を再度使ってですね調査ができないかという検証を今なされている最中でして、それを踏まえて全国のどこかの自治体が手を挙げて試験的にやってみるというようなところが出てくれば、また将来的にそういうふうなものを活用した地籍調査というものを現実化するという流れにはなるかというふうに今思っているところです。ただ、今現在ではまだ実用化までは至っておりません。</p> <p>ありがとうございます。</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-------|--|
| 18番 | いいですかいね。すみません。今の話で島根県は県と市町村というか合同ちゅうだか一緒になって検討するちゅうやいな方向が出てるやいな話も聞いたけども、ほんだいうそだいわからんけども。 |
| 国土調査課 | ドローンについてですか。いや、そういうような話は今出ておりません。 |
| 18番 | そうからね。私は〇〇町だけどもね、地籍調査が済んでから相当な年月が経っております、あれから後の人口がほとんどない感じになってきて、前のことがもうわからんようになってるような状態で、再度やるような考えはないものですか。 |
| 国土調査課 | 地籍調査の再調査というか、ようはそういうことですよ。まずは今進めている地籍調査が完了するというのが大前提としてあります。それからですね、国調の再国調というのはですね、まだ実際国の方もそういったような計画も立てていませんので、なかなか再国調というものも実現化するには、まあ推測でものを言って申し訳ないんですが、100年後とか、それぐらいになるかなというふうに思っております。 |
| 18番 | おそらく無理だなと思って質問しておりますが。なんだいかんだい荒廃地ばかり出るような感じで、自分とこの田んぼがどこにあるかわからんやな人が今頃は世帯主になつとる人がたくさんありますとね。そういう境なんかわからんちゅうのが実態でしてね。 |
| 国土調査課 | ちょっと補足なんですけど、地籍調査の島根県全体の進捗率が今現在52%くらいなんです。全国的にはまだ48%といったような進捗状況ですので、これが全国的な水準が、全国的な調査が完了しないと再国調ということは現実性にはちょっと程遠いということが言えると思います。 |
| 18番 | あきらめたがいいですね。 |
| 国土調査課 | そうですね。 |
| 議長 | はい。ほかに質疑はございませんか。 (無しの声あり) |
| 議長 | 無いようですので質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり) |
| 議長 | 討論を終わります。 |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| 議 長 | <p>お諮りいたします。「議第125号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案のとおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、「議第125号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案のとおり了承として市長に報告することに決定いたしました。</p> |
| 議 長 | <p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。</p> |
| 事務局 | <p>ご起立下さい。</p> <p>一同互礼。</p> <p>ご着席ください。</p> |
| 事務局 | <p>【その他事項】</p> <p>(1) 平成31年産米生産数量目安による作付面積の算定について</p> <p>(2) 相続未登記農地等の利用の促進と底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱いについて</p> |

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____